

非常変災時における臨時休業等の措置について

尼崎市立園田東中学校

台風・地震発生等の非常変災時における臨時休業等の措置については次ぎのとおり行いますので、よくご覧になり、テレビやラジオ放送で発表内容と時刻をご確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

また、非常変災時には関係機関等からの緊急連絡を受けるため、学校の電話回線を確保する必要があります。ミマモルメ等でご連絡しますので、電話による問い合わせは、できる限りご遠慮ください。

1 尼崎市に「大雨警報」・「洪水警報」・「暴風（暴風雪を含む）警報」及びこれらにかかる「特別警報」が発表された場合

(1) 午前7時現在で発表中の場合 ※給食は中止になります

生徒は、自宅待機とします。

引き続き、午前9時現在で「上記の警報」が発表中の場合

生徒は、臨時休業とします。



(2) 午前9時まで解除された場合 ※給食は中止のため、午前中で下校します

生徒は、午前9時30分をめどに登校する。(2校時からの授業を行います。)

(3) 授業中に発表された場合

※午前11時までに発表された場合、原則、給食中止で下校します。

状況に応じて、生徒を学校待機、または帰宅させる等の対応をとります。

(4) 上記以外の警報、大雨・洪水等の注意報が発令された場合は、平常どおりに授業を行いますので、生徒は、安全に注意しながら登校してください。

授業日の前日までに、気象情報等により、その授業日に大雨警報等が発表されることが明らかであると認められる場合は、尼崎市教育委員会の判断で、警報の発表の有無に関係なく臨時休業の措置をとる場合があります。(前日または午前7時時点で臨時休業とする措置を決定します)

2 尼崎市に「震度5弱以上」の地震が発生した場合 ※給食は中止になります

(1) 登校前に発生した場合（授業日の前日及び当日）

生徒は、臨時休業とします。

(2) 登校後に発生した場合

状況に応じて、生徒を学校待機、または帰宅させる等の対応をとります。

(3) 登下校中に発生した場合

生徒自身で、最も安全と考えられる場所（学校、自宅、強固な建物等）に避難する。

学校に避難してきた生徒については、状況に応じて、学校待機、帰宅させる等の対応をとります。



3 その他

(1) 非常変災の発生にかかわらず、学校長が生徒の安全確保が難しい状況であると判断した場合などは、臨時休業の措置をとる場合があります。

(2) 臨時休業等の措置については、「ミマモルメ」により情報発信していきますが、停電等の状況により発信できない場合があります。

(3) 万一、ご家庭や生徒が災害にあわれたときは、学校に連絡ください。〈園田東中学校：TEL. 6491-1048〉

*ご家庭内のよく見える場所に掲示してください。